

# 次世代育成支援対策推進法に基づく情報公開

## 【一般事業主行動計画】

次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主計画」を公表いたします。

## 次世代育成支援対策法とは

---

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、環境の整備、その他に計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

## 一般事業主行動計画とは

---

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

## 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日

2. 目標・取組内容・実施時期

目標1：従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組の実施

<取組内容・実施時期>

- 2022年4月～ 男女共に働きやすい環境を実現するため、検証及び業務改善を実施し、作業マニュアルの改訂、標準化教育を行う。
- 2022年4月～ 男女を問わず、必要な知識・マネジメント能力を付与するための、社外研修の受講を計画し推進する。

目標2：子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施

- (1) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
- (2) 3歳以上の子を養育する労働者に対する時短勤務制度
- (3) 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助措置の実施

<取組内容・実施時期>

- 2022年4月～ 該当者との個別面談を行い、就労部署の労働環境を整える。
- 2022年4月～ 小学校入学前までの子供を持つ従業員に対し、時短制度を適用する。
- 2022年4月～ 子育てのためのサービスを利用する際の費用援助を協議により行う。

目標3：子供の健全な育成のための、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

<取組内容・実施時期>

- 2022年4月～ 子どもの健全な育成のため、地域の団体、企業と連携し、お菓子作り体験や販売体験を行う機会を提供し、日本文化・おもてなしの精神・食に対する造詣を深める。

# 女性活躍推進法に基づく情報公開

## 【一般事業主行動計画】

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日

2. 目標

目標1：(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)  
管理職に占める女性割合を2025年3月末までに40%以上とする。

<取組内容・実施時期>

- 2022年4月～ 男女共に働きやすい環境を実現するため、検証及び業務改善を実施し、作業マニュアルの改訂、標準化教育を行う。
- 2022年4月～ 主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者が従事できるよう検証や改善を行う。また、女性従業員に対し当該職務に関する研修等を実施し職域拡大に取り組む。
- 2022年4月～ 管理職に対し、公正な育成・評価に向けたヒアリングを行い、課題に対する研修等を実施する。
- 2022年4月～ 管理職及び管理職手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力付与のための研修を実施する。

## 【女性の活躍に関する情報公開】

管理職に占める女性労働者の割合(2022年3月1日) 34%